

司法書士法人における社員総会

早稲田大学商学大学院教授 和田宗久

I はじめに

本年7月8日に開催された一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会「第7回全国の司法書士法人の集い」において、参加者に対し、司法書士法人における定款の策定および変更などの際の参考に供するべく、「司法書士法人 モデル定款」（以下、「モデル定款」とする）が配布された。

このモデル定款は、前記協議会の下に設置されたシンクタンク・ワーキングチームにおいて、近時の司法書士法人における実務の動向を踏まえつつ、司法書士法人制度について定めている司法書士法第5章ならびに同法第46条第1項ないし第6項によって準用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および「会社法」の規定に関して考えられ得る解釈について検討を行い、それらに基づいて作成されたものである。

また、このモデル定款作成は、主にある程度の数の司法書士を擁し、かつ、支店を有する司法書士法人を念頭に置いたものとなっている。そのため、司法書士法人における意思決定をわかりやすい形で、かつ、スムーズに行うべく、任意に社員総会を置くことを前提とした規定を設けるとともに、その社員総会の決議についても、対象となる事項や内容に応じて、普通決議と特別決議の2つの決議方法を設ける形で規定を整備した。さらに、その社員総会における議決権についても、1人の社員に1つの議決権が

付与される、いわゆる頭数による多数決ではなく、出資の口数によって社員ごとに保有議決権数が異なり得る、いわゆる資本多数決の考え方を採り入れたものをデフォルトとした。

本稿は、モデル定款において、社員総会に関連する規定を採り入れることとした際に考慮した事項などを紹介し、もってモデル定款のより一層の活用、そして、司法書士法人制度ないし他の士業法人制度のあり方に関する今後の議論の参考に供することを目的とするものである。なお、筆者は、ワーキングチームの一員として上記の検討に参加する機会を得たが、本稿で述べる解釈や見解はあくまで筆者個人のものであり、全国司法書士法人連絡協議会やワーキングチームとしての見解ではない点に留意されたい。

II モデル定款における社員総会に関する規定

まず、以下にモデル定款における社員総会に関する主要な規定を挙げる。

（社員総会の設置と権限）

第13条 当法人は、すべての社員で組織する社員総会を置く。

② 社員総会は、本定款に定める事項のほか、必要に応じて、当法人の組織、運営、管理その他の事項について決議する。

（議決権）

第16条 社員総会において、社員は第4条所定の出資金額金〇〇円を1口とし、1口につき1個の議決権を有する。

② 社員総会の決議事項に関し特別の利害関係を有する社員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(決議方法)

第17条 社員総会の決議は、議決権を行使することのできる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う（この方法による決議を「普通決議」という。）。

② 前項の定めにかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、議決権を行使することのできる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の4分の3以上の多数をもって行う（この方法による決議を「特別決議」という。）。

- 1 第3条第2項所定の従たる事務所の設置および廃止
- 2 第5条所定の持分の全部または一部の譲渡
- 3 第9条所定の社員の加入
- 4 第11条第3号所定の脱退
- 5 第27条第2項および第3項所定の代表社員の選定および解職
- 6 第27条第5項および第6項所定の会長、理事長および副理事長の選定および解職
- 7 第32条所定の利益配当
- 8 第34条所定の合併
- 9 第35条第一号所定の解散
- 10 第36条第1項所定の解散の際の財産の処分方法
- 11 第36条第2項所定の清算人の選任および解任

12 第38条所定の定款の変更

このように、モデル定款では、社員総会の決議方法に関して、上記の第17条1項で定める通常の業務執行の決定などを行うための普通決議に加えて、司法書士法人にとってより重要であると思われる決定や法人としての基礎的な変更に関わる決定を行う場合について、同条2項に特別決議に関する規定を設けている。

これらの決議方法については、もちろん、各司法書士法人の実情に応じて、従前どおり、社員総会を置くことを前提とすることなく、単に「総社員の同意」を要することとしたり、「総社員の3分の2以上の同意」もしくは「総社員の過半数の同意」によって決定することも考えられるところであるし、また、社員総会を置く場合であっても、本モデル定款の定める普通決議や特別決議とは異なる成立要件を採用することも考えられる（なお、モデル定款は、その前文において、こうしたことを強調している）。

加えて、モデル定款では、議決権の代理行使に関する規定や、社員の全員が同意した場合に、現実の会議体としての社員総会を開催することなく、書面によって決議を行うための規定も設けているが、こうした規定を設けたのも一定規模の司法書士法人を想定したが故である。したがって、これらの規定も、各司法書士法人の実情に応じて採用の是非を判断していただければと考えている。

Ⅲ 解説

前述したように、モデル定款は、基本的に社員としてある程度の数の司法書士を擁し、かつ、支店を有する司法書士法人を念頭に置きながらつくられたものである。そのため、そのような司法書士法人では、意思決定の手続等をわ

かりやすく、明確にするほうがよいと考え、モデル定款13条において社員総会の設置等に関する規定を置き、その社員総会における決議の手續について必要な規定を整備している。

このように、社員総会を置くことの法的な根拠としては、①司法書士法が、司法書士法人制度に関して会社法における持分会社に関する規定を多く準用しているところ、持分会社制度については、定款自治が広く認められていると解されてきていること^(注1)、②持分会社制度に関して、定款に定めを置くことにより、意思決定機関としての社員総会を置くことができるとの解釈が具体的に示されてきていること^(注2)、などが挙げられる。すなわち、そうした会社法上の持分会社に関する理解や解釈が、司法書士法人についても同様に当てはまるであろうとの判断によるものである。

その上で、モデル定款では、原則として、近時の会社法上の合同会社制度に関する解釈なども参考しつつ^(注3)、資本多数決の考え方を採用した(モデル定款16条1項)。

この点、司法書士法上は、司法書士法人の業務執行に関しては、社員すべてがそれを執行する権利を有し、義務を負うとしか定められておらず(司法書士法36条)、具体的な意思決定の方法等については定められてきていない。ただ、従前から、定款に別段の定めをしない限りは、業務執行は社員の過半数によって決することとされ、この場合、原則として社員の議決権は各社員1個ずつであるものの、定款で別段の

定めをすれば、出資額の割合によること等もできるといった解釈が示されてきたところであった^(注4)。モデル定款は、このような考え方を採り入れた上で、さらに、法律上のデフォルトルールとしては総社員の同意が必要であるとされてきた事項についてまで、原則として資本多数決による決議によるものとした点に大きな特徴がある。

例えば、法律上、司法書士法人における定款変更や、社員の脱退、解散などの決定については、デフォルトルールとしては総社員の同意が必要であるとされてきた(司法書士法35条、43条3号、44条2号)。そのため、とくに定款変更を前提とする新たな社員の加入などについても(司法書士法32条3項1号参照)、やはり総社員の同意を要するものとされてきたところであった。モデル定款は、これらの事項の決定についても、資本多数決を原則とする特別決議(17条2項)によることとしている。

モデル定款においてこのような形で規定を整備した背景としては、1つに、定款変更について、従前から社員の多数決によって定款変更を行う旨の定款の定めを置いていた場合は、多数決によって変更できるとの見解が示されていたことがある^(注5)。加えて、とくに「社員の脱退」に関して、総社員の同意が必要であるとする法律上のデフォルトルールのままでは、実務上、本人を含む社員1人の反対のみで法人からの脱退が認められないこととなり、それがときとして司法書士法人の業務の遂行に支障を

(注1) 神田秀樹編『会社法コンメンタール14-持分会社(1)』(商事法務、2014年)9頁〔宍戸善一〕、田中亘『会社法』(東京大学出版会、2016年)711頁

(注2) 神田編・前掲注(1)54頁以下〔大杉謙一〕参照。

(注3) 江頭憲治郎編『合同会社のモデル定款-利用目的別8類型-』(商事法務、2016年)238-239頁。同書では「プロフェッショナル型(専門職業型)」の合同会社向けのモデル定款が示されているが、そこでも、本モデル定款と同様、社員総会の設置について定めた上で、社員の議決権行使について資本多数決の考え方を採用している。

(注4) 小林昭彦=河合芳光『注釈 司法書士法〔第3版〕』(テイハン、2007年)311頁

(注5) 小林=河合・前掲注(4)308頁

きたしたり、場合によっては、いわゆる「デッドロック」状態（法人内の対立のために意思決定を行うことができず、適正に業務が行われなくなる状態）まで招きかねない、といった意見が多くみられたことなどが考慮された。そのような状況が生じる可能性を低減すべく、モデル定款では、法律上または解釈上、総社員の同意がワーキングチーム内で必要であるとされてきた多くの決定事項につき、資本多数決の考え方を採り入れつつ、普通決議と比較して成立要件を加重した特別決議によるべきものとしている。

なお、とくに社員の脱退および解散等は、法律上、総社員の同意によるほか、「定款に定める理由の発生」によっても行われるとされている（司法書士法43条2号・44条1号）。法律の適用関係でいえば、モデル定款に定める特別決議による社員の脱退および解散等は、「定款に定める理由の発生」によるものとなることに留意されたい。

最後に資本多数決を採用した点について付言しておきたい。モデル定款においてそのような考え方を採用したのは、一定規模以上の司法書士法人において、一部の社員をいわゆるパートナーとして位置づけ、そうした社員の権限や責任を重くして、いわゆるアソシエイト的な社員とは区別しながら業務が行われていることを考慮したものである。すなわち、そのような司法書士法人では、前者の社員と後者の社員の権限や責任の大きさを区別しておきたいとのニーズがあり、それを出資の口数（比率）に差を設けることによって実現できるようにしようとしたことが、モデル定款においてデフォルトとして資本多数決を採用したことに結びついている。したがって、そのようなニーズのない司法書士法人においては、1人の社員に1つの議決権を

保有させる取扱いをすることが適切であるように思われる。

IV おわりに

以上が簡単ではあるものの、モデル定款における社員総会関連規定についての紹介および解説である。もしかしたら、本稿またはモデル定款作成の際の法的論点等に関する筆者のまとめ方が不十分であり、本稿、そしてモデル定款そのものにも司法書士法人の実態を十分に踏まえていない点や法解釈上の誤りに基づく不備等があるかもしれない。もしそのような点があれば、ご指摘いただければ幸いであるし、いずれにしても、本稿およびモデル定款が、司法書士法人に関わる多くの方々への参考となり、様々な議論のきっかけとなれば望外の喜びである。

（わだ むねひさ）